

佐倉市カヌー協会資格取得及び講習助成金交付規程

(趣旨)

第1条 本規程は、佐倉市カヌー協会（以下「協会」という。）に所属する者が、カヌー競技の普及振興・競技力の向上を図るため、資格の取得又は講習の受講をした際に、佐倉市カヌー協会資格取得及び講習助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金の対象者は、協会に所属し、次の各号のいずれかの資格を取得し、又は講習を受講した者とする。

- (1) 公認カヌー指導員又は公認カヌー上級指導員
- (2) 公認カヌーコーチ又は公認カヌー上級コーチ
- (3) 公認審判員
- (4) 第1号から第3号までの更新にかかる講習
- (5) その他理事会が対象と認めるもの

(対象経費)

第3条 助成金の対象とする経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 受講料
- (2) 初回登録料
- (3) 更新料

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、資格の取得及び講習の受講にかかる額の2分の1とする。ただし、会計年度内に1人あたり1万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者は、資格の取得又は講習の受講後に、次の各号に掲げる書類を添付し、理事会へ書面又は口頭による申請を行う。

- (1) 資格の取得又は講習の受講を行ったことを証する書類
- (2) 資格の取得又は講習の受講に要した経費を証する書類

(交付決定)

第6条 助成金の交付（不交付）は、理事会で決定し、総会で報告を行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。